

議案第 17 号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、総務省より一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p><b>【関係法令】</b> 「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」平成 27 年 12 月 18 日付総務省自治税務局通知</p> <p><b>【改正趣旨】</b> 平成 28 年度税制改正大綱が平成 27 年 12 月 16 日に閣議決定され、併せて一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことに伴うもの。</p> <p><b>【改正内容】</b> 個人番号の記載を求める手続の見直し（第 51 条、第 139 条の 3）</p> <p>平成 28 年 1 月以後に地方税当局が納税義務者、特別徴収義務者等から申告・申請等を受ける手続においては、原則として個人番号又は法人番号の記載を求めることとなるが、<u>個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、一部の手続について個人番号の記載を求めないこととするもの。</u></p> <p>具体的には、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者、特別徴収義務者等の個人番号の記載を求めないこととする（市民税の減免・特別土地保有税の減免）。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日</p>